

第 3 2 号議案

足立区立児童館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立児童館条例の一部を改正する条例
足立区立児童館条例（昭和 4 7 年足立区条例第 2 9 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条の表足立区立西部児童館の項を削る。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

西部児童館を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。